

基本目標Ⅳ すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち

区が目指す環境都市像を実現するためには、区内の経済・社会活動を支える土台となる都市環境や、区民にとって最も身近な生活環境を良好に維持していくことが求められます。

都市環境や生活環境の維持・向上のため、大気、水、土壌環境の維持・改善、騒音・振動の抑制等の都市公害の防止と、まちの美化促進により、安全・安心・快適な地域環境の確保を目指します。

(1) 目標達成に向けた施策

【施策体系】

施策の方向	施策	重点
1) 健康・快適な環境を保全する	①公害対策	
	②化学物質の適正管理	★
2) 美しいまちづくりを推進する	①路上喫煙・ポイ捨て防止対策	★
	②清掃・美化活動の推進	★
	③害獣等による被害対策	

【成果指標】

指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2030年度)
◆ 大気汚染物質の環境基準達成状況 (%)	80	100
◆ 路上喫煙率 (%)	0.07	0.03
◆ ごみゼロデー参加人数 (人/年)	15,452	16,000
◆ 「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」について、肯定的な回答をする区民の割合 (%)	30.4	35.0

【取組指標】

指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2030年度)
・ 環境調査に関する情報発信回数 (回/年) ※放射線測定を除く	19	19
・ 化学物質の適正管理に関する指導 (回/年) 	5	5
・ 路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンの開催回数 (回/年) 	12	18
・ 路上喫煙・ポイ捨て防止パトロールの時間数 (時間/年) 	8,432	10,000
・ 路上喫煙・ポイ捨て禁止啓発路上シールの貼付数 (枚/年) 	115	200

: 重点施策の推進に貢献する取組指標

【モニタリング指標】

・ 光化学スモッグ注意報の発令日数 (都内) (日)
・ 道路交通騒音の環境基準達成率 (%)

各指標の説明は 96 ページへ

各主体の役割（例示）

■ 区民の役割

日々の生活において

- ・ 食器等に付着した油汚れは拭き取ってから洗うなど、水を汚さないよう心がける
- ・ 殺虫剤や農薬等は、適切に使用し、化学物質の放出・漏出を抑える
- ・ 騒音・悪臭・振動等による近隣への影響を発生させないように心がける
- ・ ポイ捨て禁止や喫煙マナーの向上を心がける
- ・ 「ごみゼロデー」などの区が実施する施策に協力する
- ・ 地域の美化を促進する活動へ参加する

■ 事業者の役割

日々の事業活動において

- ・ 揮発性有機化合物（VOC）排出の少ない材料等を利用し、大気汚染の発生を抑制する
- ・ 化学物質を適正に管理し、排出削減を図る
- ・ 建設工事などによる騒音・振動などの発生を抑制する
- ・ 公害関係の法令を遵守する

CSR 活動において

- ・ 地域の環境美化を促進する活動へ参加・協力する
- ・ としまクリーンサポーター制度へ参加・協力する



ミニコラム

典型7公害

環境基本法では公害について、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壤汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることと定義しています。これら7つの公害を「典型7公害」と呼んでいます。



Ⅳ-1 健康・快適な環境を保全する

区の大気環境は、二酸化窒素や浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素は環境基準を達成し、工場等から報告を受けている VOC（揮発性有機化合物）の環境への排出量も年々減少していますが、光化学オキシダントは環境基準の非達成が続いており、課題となっています。

大気環境や土壌・騒音・振動等を含む生活環境の保全には、広域的かつ継続的な取組みが必要なため、公害への迅速な対応や化学物質の適正な管理の推進に取り組めます。

施策

① 公害対策

大気汚染、交通騒音・振動などについて、環境基準項目の監視を継続します。土壌地下水汚染に関しては、事業者に対し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）に基づく土壌汚染対策の指導を行います。

建設作業に関する騒音・振動対策としては、「豊島区建築物等の解体工事における事前対策等に関する要綱」により、一定要件の建物を解体する場合に、標識の設置と近隣住民への説明を徹底するよう、事業者への周知啓発の強化に取り組めます。また、騒音や振動等の公害が発生しやすい作業を行う工場等による規制基準の遵守の徹底や、中高層集合住宅による生活騒音等の公害の発生抑制指導を行います。



道路交通騒音調査



鉄道騒音・振動調査

② 化学物質の適正管理 **重点施策**

光化学オキシダントやPM2.5（微小粒子状物質）の発生抑制のため、工場等への立ち入り指導を通じて VOC 排出削減を推進します。また、住民の健康被害を防止するため、アスベストが使用されている建物の所有者が解体や改修工事を行う際に、書類審査や施工の際の事前・事後検査によるアスベストの飛散防止の徹底に取り組めます。

ダイオキシン対策としては、東京二十三区清掃一部事務組合と合同で区内 5 地点の大気及び 6 地点の土壌について、継続的にダイオキシン類濃度の測定を行います。



土壌汚染対策工事現場確認



大気汚染常時測定室

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

区民アンケート（豊島区に関するアンケート（2017・2018年度））では、区民にとって重要度が高いものの満足度が低い項目として、「ポイ捨てのないきれいなまち」があがっており、特に繁華街や駅周辺などの美化とマナーの改善が課題となっています。

これらの対策として、区による美化活動だけでなく、区民や事業者と連携した継続的な美化活動や、来街者へのマナーの啓発など、包括的な取組みを進めます。また、有害鳥獣による被害の防止対策に引き続き取り組めます。

施策

① 路上喫煙・ポイ捨て防止対策 重点施策

2011年度に制定した「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」に基づき、路上喫煙・ポイ捨ての減少のための取組みを進めます。具体的には、通行人に路上喫煙・ポイ捨て防止を呼びかけるキャンペーンの実施、路上喫煙・ポイ捨てに対して直接指導するパトロールの実施、指定喫煙所の設置による路上分煙の徹底などに取り組めます。また、指定調査地域における路上喫煙率の調査を継続するとともに、来街者が喫煙・ポイ捨てに関するルールを認識できるよう、路上啓発表示や看板の設置を行います。



路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール



路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン

② 清掃・美化活動の推進 重点施策

毎年5月30日をとしまがいちばんきれいになる日「ごみゼロデー」として、区内の町会・商店会・学校・事業所などの関係機関との協働による区内全域の一斉清掃を実施し、より多くの方に参加いただけるよう周知を図っていきます。また、自主的な環境美化活動を実践する区内の企業・団体等の「としまクリーンサポーター」としての登録を促進します。これらの団体や、自主的に美化清掃活動を行うボランティアなどの団体に対して、清掃用具の貸出しを行うことにより、自主的な清掃活動を支援していきます。

区内で特に環境美化の課題となっている落書きやガム取り対策としては、区による定期的な対策のほか、地域の町会や商店街、学校などと連携した地域落書き消去活動、地域ガム取り活動を行います。また、落書き消去剤の貸与やガム取り用具の貸出しなどを行います。

国際アート・カルチャー都市にふさわしい「おもてなし品質」の向上を図るため、区内の133か所の公園等トイレ、公衆トイレのうち、改修等を必要とするトイレ約85か所を2017～2019年度の3年間で改修します。また、改修対象トイレの一部に壁画やラッピングなどを施すアートトイレを展開しています。制作にあたっては、区内を中心に活動している若手アーティストが地域の特性をコンセプトにデザインをしたり、近隣保育園、小学校とワークショップを行ったりするなど、様々な手法で地域と関わっています。



ごみゼロデー

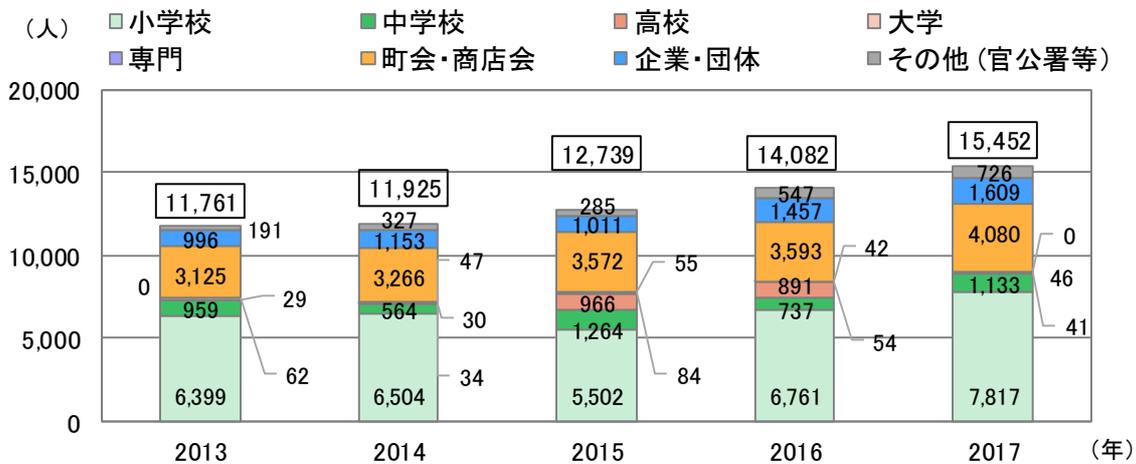


図 25 ごみゼロデー参加者の推移

③ 害獣等による被害対策

カラス対策として、人を襲うなど緊急を要する場合に、一般住宅等の巣の撤去や、巣から落下したヒナの回収などの対応を引き続き実施し、カラスの被害を減らす対策を広報などで周知していきます。

ハクビシン対策としては、区民からの目撃情報の収集と情報提供、被害が生じている一般住宅内等への箱わなの設置など、地域と連携してハクビシンの被害防止対策の取組みを行います。



カラスの巣

ミニコラム

ガム取り機

道路などに点々となっている黒いシミのほとんどは、ポイ捨てされたガムです。区では、きれいな道路環境を推進するため、ガム取り用具を使ったガム取り活動に取り組んでいます。

最新のガム取り機は、高温に熱せられた洗浄液を出してガムを溶かしながら、金属製のブラシで除去します。



ガム取り活動

重点
施策

【基本目標Ⅳ：すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち～安全で美しくきれいなまちをつくる～】

課題

安全で美しく清潔なまちを実現するためには、公害をなくすこと、路上喫煙・ポイ捨てを防止すること、環境美化を促進することが欠かせません。しかし、豊島区では大都市という特性上、都市公害、路上喫煙やポイ捨てなどの課題が生じやすく、それらの問題を解決し、安全で快適な都市空間を維持していくことが求められます。

そのためには、化学物質の適正管理などの公害防止対策を徹底する必要があります。また、区に集う人々が感じることのできる清潔さや快適さを備えた環境を創出するため、路上喫煙・ポイ捨て防止対策、清掃・美化などの対策を重点的に展開する必要があります。

施策内容

- ①化学物質の適正管理 73 ページへ
- ②路上喫煙・ポイ捨て防止対策★ 74 ページへ
- ③清掃・美化活動の推進  74 ページへ

これらの重点施策の推進により、安全・安心で快適な環境都市としての土台を固めるとともに、区特有の環境美化等に関わる課題の解決を図っていきます。

★付きはリーディングプロジェクト(重点施策の中で優先的に取り組む事業)の属する施策

関連する主な SDGs の目標とターゲット

3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。



6.2 2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。



11.6 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



出典)外務省ホームページ「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」仮訳より抜粋。12.4 は仮訳をもとに作成。

注)重点施策の取組みによる貢献分野に最も近いと思われる SDGs のターゲットを示しています。

リーディングプロジェクト

路上喫煙・ポイ捨て防止対策の充実

目的

2019年の東アジア文化都市、2020年のオリンピック・パラリンピック開催などを控え、日本語を十分に習得していない外国人来街者のさらなる増加が見込まれます。区では、路上喫煙・ポイ捨て防止対策を継続して行っていますが、路上喫煙・ポイ捨てに関するルールやマナーをすべての人に正しく理解していただくことが必要となります。

そこで、多言語による路上喫煙・ポイ捨て防止対策を行うことにより、路上喫煙・ポイ捨てに関するルールの周知を進め、みんなで協力してきれいなまちをつくっていくことを目指します。

概要

◆外国人向けの路上喫煙・ポイ捨て対策

- ・都内初となる多言語音声翻訳機を活用した、路上喫煙・ポイ捨て防止対策を行っていきます。多言語音声翻訳機は、インターネットに接続され、指導者と相手が双方向でコミュニケーション可能なものを予定しており、より丁寧に適切な路上喫煙・ポイ捨てに関する指導を行っていきます。対応言語は、英語、中国語、韓国語などを予定しています。
- ・路上喫煙・ポイ捨てに関するルールを共有できるよう、路上啓発表示や看板について多言語対応していきます。

としまセーフシティ作戦

区では、「繁華街での客引き禁止」、「路上喫煙・ポイ捨て禁止」対策を実施し、2017年度からは、「路上看板禁止」を加えた対策を「としまセーフシティ作戦」と銘打ち、区、地域、警察の三者で、池袋駅周辺を中心に取り組んでいます。安全、安心、安住の頭文字をとった、AAA（トリプルエー）の街を目指し、三位一体合同パトロールを実施しています。今後は、対象地区を拡大し実施していく予定です。

この取組みの推進により、安全で安心な訪れたい街、住み続けたい街、国際アート・カルチャー都市「としま」を実現していきます。



区民・警察・区が一体となり、3つの対策を実施



コラム

公園全面禁煙化

豊島区では、子どもを受動喫煙から守り、子育て環境を向上させるため、2018年10月1日から区内公園等の全面禁煙化を実施しました。

公園は、園庭のない保育園の園児などの地域の子どもたちの遊び場や自然に触れる貴重な空間となっています。区には合計162か所の公園等があり（2019年3月現在）、99か所は全面禁煙化以前から禁煙となっていました。新たに59か所について全面禁煙化し、残りの7か所の公園は2年間で段階的に禁煙化を進めていきます。

喫煙者と非喫煙者が理解を深めあい、マナーを向上することで、子どもと女性にやさしいまちづくりを進めていきます。



※段階的に禁煙化を進める7か所の公園：上池袋くすのき公園、池袋駅前公園、東池袋中央公園、池袋西口公園、池袋ふれあい公園、日出町公園、駒込公園

暮らしの中の化学物質

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。現在、原材料や製品など、いろいろな形で流通している化学物質は数万種類といわれています。私たちは、意識するしないにかかわらず、日常生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌を通じて排出しています。そうした化学物質の中には環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものがあります。

化学物質と上手につきあっていくためには、身の周りの化学物質の環境リスク※を正しく理解するとともに、区民、事業者、行政が協力して環境リスクを減らす取組みを進めることが求められます。

※化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいいます。

食品類	洗剤や化粧品	塗料や接着剤	農薬・殺虫剤・肥料
<ul style="list-style-type: none"> ●安息香酸、ソルビン酸など（保存料） ●食用赤色2号など（合成着色料） ●残留微量化学物質 	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘキサクロロフェン、トリクロサン、パラベンなど（殺菌剤・防腐剤） ●直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩など（界面活性剤） 	<ul style="list-style-type: none"> ●トルエン、キシレン、ホルムアルデヒドなど ●酢酸ビニルなど（接着剤） 	<ul style="list-style-type: none"> ●パラジクロロベンゼン、フェニトロチオンなど
			医薬品
			<ul style="list-style-type: none"> ●アセトアミノフェン、イブプロフェン、テトラサイクリンなど

出典)環境省「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」(2018年)をもとに作成